

## 音更町ごみサポート収集事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自ら家庭ごみを収集場所まで運搬することが困難な高齢者、障がい者等の世帯に対して、サポート収集を行うことにより、当該世帯のごみ出しに係る負担の軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「家庭ごみ」とは、音更町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年音更町条例第9号）第2条第2項第1号に規定する家庭系廃棄物のうち、音更町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成16年音更町規則第11号）第5条第1項第3号に規定する大型ごみ以外のものをいう。

2 この要綱において「ごみサポート収集」とは、通常のごみ収集の方法とは別に、あらかじめ個別に定めた日、場所等に訪問して行う家庭ごみの収集をいう。

### (対象者)

第3条 ごみサポート収集の対象者は、次の各号のいずれかに掲げる者のうち、町内に住所を有し、自ら家庭ごみを収集場所まで運搬することが困難なものとする。ただし、当該運搬について協力を得ることができる親族、近隣の住民等がいる者又は特別養護老人ホーム等の福祉施設に入居している者は、対象としないものとする。

(1) 高齢者 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要支援認定又は要介護認定を受けている者

(2) 障がい者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、かつ、障がいの程度が1級又は2級で肢体不自由若しくは視覚障がいの者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定より精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、障がいの程度が1級の者

ウ 厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受け、かつ、障がいの程度が重度の者

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項に規定する居宅介護若しくは同条第3項に規定する重度訪問介護（以下「障がい福祉サービス」という。）に係る介護給付費の支給の決定を受け、又は介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護を利用している者

(3) その他 前2号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

### (利用の申請)

第4条 ごみサポート収集を利用しようとする者は、ごみサポート収集事業利用申請書兼

要介護区分状態等調査同意書（別記第1号様式。以下「申請書等」という。）により、町長に申請しなければならない。

（利用の承認の決定）

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請者の属する世帯の状況、当該世帯におけるごみ出し状況その他必要な事項について、必要に応じて当該申請に係る者の世帯を訪問し、ごみサポート収集事業調査票（別記第2号様式）により、調査を行うものとする。この場合において、当該調査は、当該申請をした者に係るケアマネジャー又は民生委員に依頼して調査を行うことができる。

2 町長は、前項の調査により、ごみサポート収集の実施の可否を決定し、その結果をごみサポート収集事業利用決定通知書（別記第3号様式）により、速やかに当該申請をした者に通知するものとする。

（収集方法等）

第6条 町長は、前条第2項の規定により、ごみサポート収集の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、ごみサポート収集に係る収集日、場所等を協議して決定するものとする。

2 前項の場合において、利用者が賃貸住宅に居住しているときは、必要に応じて当該賃貸住宅の所有者又は管理者に承認を得るものとする。

3 町長は、前2項の規定により定めた内容に基づいて、ごみサポート収集を実施するものとする。

4 利用者のごみ出しに係るごみの分別及びごみ袋の使用については、通常のごみ出しの例による。

5 利用者は、家庭ごみ以外のごみの搬出については、当該ごみについて町長が定める方法によらなければならない。

6 利用者は、ごみサポート収集の利用中においても、通常のごみ出しの方法により家庭ごみを搬出することができる。

（変更又は利用中止の届出）

第7条 利用者は、第4条の規定による申請の内容に変更があったとき又はごみサポート収集の利用を中止しようとするときは、ごみサポート収集事業申請内容変更等届出書（別記第4号様式）により、町長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理した場合における収集日、場所等の変更については、前条第1項から第3項までの規定を準用する。

（利用の承認の決定の取消し）

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、ごみサポート収集の利用の決定を取り消すことができる。

- （1）第3条に規定する対象者の要件を満たさなくなったとき。
- （2）第4条に規定する申請の内容に虚偽の記載があったとき。

- (3) 前条第1項の規定による届出がないまま、長期不在の状況になったとき。
- (4) その他ごみサポート収集を実施することが著しく困難であると町長が認めたとき。  
(声掛け)

第9条 町長は、ごみサポート収集時において、申請書等に声掛けを必要とする旨の記載がある者に対して声掛けを行うものとする。

- 2 町長は、当該声掛けに対して利用者の応答がない場合は、ごみサポート収集に訪れた旨を文書により差し置くとともに、その状況に応じて緊急連絡先への連絡等必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年1月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の音更町ごみサポート収集事業実施要綱の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この要綱による改正後の音更町ごみサポート収集事業実施要綱の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することを妨げない。